

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会における検討を踏まえ、万が一、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、東電福島原発事故における対応のうち、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じる。

改正事項

(1) 損害賠償実施方針の作成・公表の義務付け 【第17条の2、第27条】

- 原子力事故が発生した場合に、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るために備えとして、あらかじめ、原子力事業者に対して、損害賠償の実施の方針※の作成及び公表を義務付け

※方針の内容

- ・損害賠償措置の概要
- ・原子力損害の賠償に係る事務の実施方法(原子力事業者の内部規則の整備、賠償請求の手続き・管理等)
- ・紛争の解決を図るための方策(原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介への対応方針等)

(2) 仮払資金の貸付制度の創設 【第17条の3～第17条の9、第23条】

- 和解等に基づく本賠償開始前の被害者への賠償を早期に実施するため、原子力事業者による迅速な仮払いの実施を促す枠組みとして、国が仮払いのための資金を貸し付ける制度を創設

※あわせて、国は当該貸付けに関する業務を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に行わせることができる旨の規定を整備

(3) 和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例 【第18条の2】

- 原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続について、時効の懸念によってその利用が躊躇されることがないよう、和解の仲介が打ち切られた場合における時効の中止に係る特例を措置

※和解仲介を申し立てた当事者が、和解仲介の打切りの通知を受けた日から一月以内に、裁判所に訴えを提起した場合には、和解仲介の申立ての時に訴えを提起したこととみなす

(4) 適用期限の延長 【第20条】

- 原子力損害賠償補償契約の新規締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限を10年間延長(平成41年12月31日までとする)

施行期日

平成32年1月1日 ※(3)については公布の日